

平成28年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、平成27年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

平成28年3月4日

足立区長 近藤 弥生

(1) 足立区公契約条例第9条第1項第1号に規定する額

[単位：円（1時間あたり）]

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,475
2	普通作業員	2,160
3	軽作業員	1,542
4	造園工	2,262
5	法面工	2,745
6	とび工	2,768
7	石工	2,780
8	ブロック工	2,655
9	電工	2,655
10	鉄筋工	2,790
11	鉄骨工	2,610
12	塗装工	2,858
13	溶接工	3,060
14	運転手（特殊）	2,430
15	運転手（一般）	2,015
16	潜かん工	2,993
17	潜かん世話役	3,545
18	さく岩工	2,745
19	トンネル特殊工	2,835
20	トンネル作業員	2,453
21	トンネル世話役	3,230
22	橋りょう特殊工	3,038
23	橋りょう塗装工	3,140
24	橋りょう世話役	3,477
25	土木一般世話役	2,622
26	高級船員	3,105

NO.	職 種	労働報酬下限額
27	普通船員	2,442
28	潜水士	4,152
29	潜水連絡員	2,858
30	潜水送気員	2,835
31	山林砂防工	2,870
32	軌道工	4,580
33	型わく工	2,645
34	大工	2,858
35	左官	2,802
36	配管工	2,330
37	はつり工	2,532
38	防水工	3,027
39	板金工	2,813
40	タイル工	2,712
41	サッシ工	2,600
42	屋根ふき工	1,689
43	内装工	2,802
44	ガラス工	2,510
45	建具工	2,453
46	ダクト工	2,307
47	保温工	2,330
48	建築ブロック工	2,457
49	設備機械工	2,375
50	交通誘導員A	1,440
51	交通誘導員B	1,250

※ただし、次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、1,080円とする。

(i) 労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者

(2) 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	950
---------	-----

(3) 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係わる労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	950
---------	-----